第四条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第一条第三項の改正規定を次のように改める。

第一条第三項中「、「連結事業年度」」、「、「連結親法人」」、「連結確定申告書」及び「、「連結完全支配関係」、「連結法人」」を削り、「、「現物出資法人」」、「連結子法人」」、「連結所得」又は「連結中間申告書」を「又は「現物出資法人」に」に改める。

第四条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十六条第五項の改正規定を次のように改める。

第十六条第一項中「この項」を「この条」に改め、同条第二項を削る。

第四条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十八条の三第三項の改正規定のうち、同項第一号中「（同条第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する損金算入限度額」を「に規定する計算した場合における当該各事業年度の所得の金額」に改め、「十年内事業年度に係る」を削り、同項第四号中「第三十六条第十四項」を「第三十六条第十五項」に、「第三十七条第六項に規定する計算した金額」を「第三十七条第七項に規定する計算した金額、同令第三十七条の二第二項に規定する当該事業年度の所得の金額」に改める。

第四条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十八条の四第二項の改正規定を次のように改める。

第十八条の四第二項中「及び第四項」を削り、「同条第三項第一号」を「同項第一号」に改め、「、同項第九号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十三条の四第一項各号に掲げる規定」と」を削る。

第四条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十八条の五の改正規定の次に次のように加える。

第十九条第六項を削り、同条第五項第一号中「この章」を「この条」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「に規定する政令で定める取得は、代物弁済（金銭債務の弁済に代えてするものに限る。第十二項において同じ。）としての取得とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十九条第一項に規定する政令で定める取得は、代物弁済（金銭債務の弁済に代えてするものに限る。第十二項において同じ。）としての取得とする。

第四条のうち、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十九条第二十項の改正規定中「第三十九条の七第二十七項」を「第三十九条の七第二十六項」を「第三十九条の七第二十五項」を「第三十九条の七第二十四項」に改め、同条第三十四項の改正規定中「譲渡事業年度に」の下に「に、「第三項の」を「第四項の」」を加え、同条第四十一項の表法人税法施行令第百二十三条の八第九項第四号の項の改正規定中「第百二十三条の八第九項第四号」を「第百二十二条の十四第三項」に、「第百二十三条の八第六項第五号」を「第百二十二条の十二第三項」に改め、同表法人税法施行令第百二十三条の八第十一項第二号の項の改正規定中「同表」を「同表法人税法施行令第百二十三条の八第九項第四号の項を削り、同表」に、「項を」を「項中「第百二十三条の八第十一項第二号」を「第百二十三条の八第六項第四号」に改め、同項の次に」に、「改める」を「加える」に改め、同表法人税法施行令第百三十一条の十三第一項第四号の項の前に次のように加える。

法人税法施行令第百二十三条の八第六項第五号	）又は	）若しくは
	）に規定する	）又は震災特例法第二十条第十項若しくは第十一項（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）に規定する

第四条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十一条を削る改正規定、同令第二十条の二を改め、同条を同令第二十一条とする改正規定及び同令第二十一条の二を削る改正規定を削る。

第四条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十六条の改正規定中「第二十六条中」の下に「「第四条の七」を「第四条の三」に改め、「受託法人」の下に「（他の通算法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。以下この条において同じ。）のうちいずれかの法人が同法第四条の三に規定する受託法人に該当する場合における通算法人を含む。）」を加え、「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め」を加え、「第二十六条第一項」を「第二十六条の二第一項」に、「第六十八条の十一第一項」を「第六十八条の九第八項第六号」に改める。

第十二条中沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）目次の改正規定の次に次のように加える。

第六十三条の二第二項中「第二条第二項第二十七号」を「第二条第二項第二十八号」に改める。

第十四条のうち、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）第二条第二号の改正規定中「、第四十二条の十二の三（第五項を除く。）」を削り、「、第四十二条の十二の五の二」を「から第四十二条の十二の七まで」に、「第四十二条の十二の五の二まで」を「第四十二条の十二の二まで、第四十二条の十二の四から第四十二条の十二の七まで」に改め、同条第三号の改正規定中「第二十四項まで」に」の下に「、「第五項までを」を「第四項までを」に」を加え、「、「第五項までを」を「第四項までを」に」を削る。

本則に次の一条を加える。

（令和三年租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二十七条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第百十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条第一項中「新令第二十七条の四第十項の」を「租税特別措置法施行令第二十七条の四第十四項の」に改め、同項第一号中「新令第二十七条の四第十項第一号イ」を「租税特別措置法施行令第二十七条の四第十四項第一号イ」に改め、同項第二号中「新令第二十七条の四第十二項」を「租税特別措置法施行令第二十七条の四第十六項」に改め、同条第二項中「新令第二十七条の四第十二項」を「租税特別措置法施行令第二十七条の四第十六項」に改め、同条第三項中「新令第二十七条の四第十九項」を「租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十三項」に改め、同条第六項中「新令第二十七条の四第三十二項」を「租税特別措置法施行令第二十七条の四第三十八項」に改め、同条第七項中「新令第二十七条の四第十項、第十二項」を「租税特別措置法施行令第二十七条の四第十四項、第十六項」に、「第十七項」を「第二十一項」に、「第十九項」を「第二十三項」に、「第三十七項」に、「第三十二項」を「第三十八項」に、「同条第十項」を「同条第十四項」に、「同条第十二項」を「同条第十六項」に改める。

附則第二十一条第七項中「同項中」の下に「「連結事業年度に」とあるのは「連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この項において「令和二年改正法」という。）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）に」と、」を、「」と」の下に「「法人税法」とあるのは「令和二年改正法第三条の規定による改正前の法人税法」と、」を加える。

附則第三十六条第二項中「、新法人税法施行令第百四十五条」を「、同条」に改める。

附則第四十条中「同条第十項第三号イ」を「同条第十一項第三号イ」に、「同項第八号」を「同項第九号」に改める。